

国民投票時の CM 規制に関して、私たちの会が現時点で最良と考えるルール（国民投票のルール改善を考え求める会）

公平かつ理性的認識を妨げないルールで国民投票を行いたい。

では、具体的にどういったルールにすべきなのか。私たちは、そのことについて 2016 年以降 6 年にわたって考察・議論を重ねてきましたが、それを経て到達した現時点での結論を簡潔に記します。

◆テレビ CM の規制に関しては、当初、2016 年のイギリスでの国民投票のルールに倣うべきだと考えました。これは、賛否両派の包括団体（umbrella organization）が公的助成金（約 8700 万円）によって制作する CM を、同じ時間帯に同じ分量だけ放送局が流すというルールで、これを日本でも（法改正を行なって）導入すべきだと考えたわけです。イギリスのそうしたルールについては、『国民投票の総て』（p.279-p.289）で詳しく解説しています。

しかしながら、放送関係者や広告の専門家の意見を聴取すると、こうしたイギリスでのルールを日本の放送局が履行するのは事実上不可能だという意見がほとんど。かといって資金力による放送量の差や、頻繁に CM を流すことによる「刷り込み」が生じるようなことは避けたい。

ということで、現実的な案として考えたのが、賛成派の包括団体に例えば 10 億円、反対派の包括団体にも同じく 10 億円の公的助成を行い、その範囲内でテレビ CM、ネット広告、新聞広告など、自陣のキャンペーン（国民投票運動）を行う。使ったカネはすべて領収書を取り、それを国民投票管理委員会に提出・公開するというものです。つまり、10 億円をテレビ CM に集中的に投下するか、チラシ、フライヤーの類に使うかといった選択は、賛否各派の包括団体自身が決めるということです。テレビ CM を流すことができるのは賛否各派の包括団体だけで、政党や企業・団体、個人に関しては、流すことを禁ずる。これは、いわゆる「意見表明」も含めて禁じます。

◆政党や企業・団体、個人に関しては、テレビ CM 以外のキャンペーンは原則自由とします。ただし、使えるカネの額は制限します。その額をいくらとするか、大政党と小政党とで額に差をつけるのかといったことに関しては、イギリスのルールに倣うべきだと考えています。

◆CM や意見表明ではなく、テレビ番組（報道番組のみならず情報系番組やバラエティなども含む）内で、国民投票にかけられている案件に関して賛成あるいは反対に誘導するような発言が出演者からなされることに関しても、言論・表現の自由の保障と公平性・平等性の棄損という観点からどうすればいいのかをじっくり考え話し合うべきではないでしょうか。

この問題はそれぞれの番組の現場のディレクターやプロデューサーの裁量にすべてを委ねるのではなく、各放送局が局として揺るぎのない対処をするために、憲法改正案が発議されるまでに局内で学習を重ね、方針を確立してほしい。

◆この数年間、本来、議論を重ねるべき国民投票のルール改善について、憲法審査会は意見の発出止まりで旺盛な議論をしてきませんでした。政局や国対政治を優先してこの問題を先送りにするのではなく、国会議員は国民投票法の制定時に（中山太郎・衆院憲法調査特別委員会委員長の意向もあり）行われたように、院の中だけではなく院外の市民のフィールドにも足を運んで、せいっぱい議論を重ね深めるべきだと考えます。



院外での議論は 17 年以上前から行われています。

写真は、2005 年 3 月に市民グループ「真っ当な国民投票のルールをつくる会」が催した公開討論会の模様。